

介護保険の
しくみ

サービス利用
の手順

利用者負担

介護サービス

介護予防
サービス

地域密着型
サービス

介護予防の
取り組み

介護保険料

指定事業所
一覧表

地域包括支援
センター一覧



すこやか

利用の
てびき

介護保険

福島市

令和8年6月発行

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

福島市（保険者）

介護保険制度の運営は、市が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

●要介護認定の申請

●保険料の納付

●要介護認定

●保険証の交付
●負担割合証の交付



●介護報酬の支払い

●サービスの提供

●利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。



第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人（医療保険に加入している人）

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- | | | | |
|---|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| ●がん
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） | ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●脊柱管狭窄症 | ●脳血管疾患 |
| ●関節リウマチ | ●初老期における認知症 | ●早老症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | ●多系統萎縮症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●後縦靱帯骨化症 | ●脊髄小脳変性症 | ●糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ●両側の膝関節または
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |

※上記16の特定疾病に該当するか分からない場合は、申請前に主治医とご相談ください。

■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者で、下記に該当したときには、一人に一枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには「介護保険負担割合証」が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合（P6参照）が記載されています。

- 適用期間は1年（8月1日～翌年7月31日）で、毎年交付されます。
- サービス利用時に保険証といっしょにサービス事業者に提示します。

サービス利用までの流れ

支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市の窓口で相談しましょう。介護や介護予防サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 窓口で相談します

支援が必要になったと思ったら、今後、どのような暮らしを希望するかを考えて、地域包括支援センターや市の窓口で相談しましょう。

介護予防・日常生活支援
総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防
サービスを利用を希望

2 要介護認定の申請をします

介護保険のサービスの利用を希望する人は、市の窓口で要介護認定の申請をしましょう。

※本人や3親等以内の家族などのほか、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- (40歳～64歳の方)
資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証等

◆ 定期受診のない方は、「介護保険・主治医意見書問診票」を記入し、主治医へ提出するようお願いします。



3 調査と審査が行われます

● 認定調査

心身の状況を調べるため、本人と家族などから聞き取り調査などをします。
※全国共通の調査票が使われます。



● 主治医意見書

主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

● 一次判定(コンピュータ判定)

調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。

● 二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

※平成30年4月1日より国の定める要件を満たす申請については、一次判定結果をもって要介護度が決定します。

※認定結果の通知は、原則として30日以内に市区町村から送られてきます。

4 認定結果をお知らせします

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 1

要支援 2

要介護状態が軽く、介護予防サービスやサービス・活動事業によって、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護・要支援に該当しなかった人です。サービス・活動事業の利用を希望する場合は、地域包括支援センターや長寿福祉課の窓口で相談しましょう。

介護サービス (介護給付)

を利用できます

居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P7へ

介護予防サービス (予防給付)

を利用できます

地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者※が介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

※サービス・活動事業のみ利用する場合は、地域包括支援センターに依頼します。

● 介護予防ケアプランにもとづき、サービス・活動事業をあわせて利用できます。

P10へ

介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます

市が行う、介護予防のためのサービスです。

P14へ

サービス・活動事業

- 1 訪問型サービス (身体介護、生活援助など)
- 2 通所型サービス (機能訓練、身体介護など)

一般介護予防事業

介護予防のための教室や講演会。



2 基本チェックリスト等を受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト等」を受けます。基本チェックリストは、65歳以上の方が対象です。

生活機能の低下が
みられた

生活機能の低下が
みられなかった

事業対象者

利用者負担と支給限度額

介護（介護予防）サービス、地域密着型サービス、サービス・活動事業は、実際にかかる費用の一部の負担で利用できます

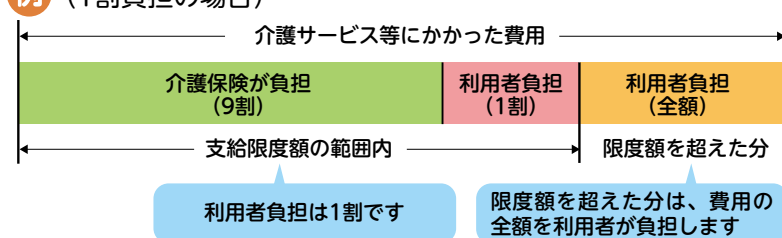
費用の1割または2割または3割の利用者負担でサービスを利用でき、残りは介護保険が負担します。ただし、介護保険の負担には上限額（支給限度額）が決められており、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

- 3割** 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人。
- 2割** 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人。
- 1割** 上記に当てはまらない人。（40～64歳の人、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割です）

※1「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※2 平成30年度税制改正前の合計所得の算出基準と同じになるように控除を算出します。

例（1割負担の場合）



1か月の支給限度額

状態区分	支給限度額
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

●利用者負担が高額になったとき

介護保険のみ高額になった場合

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。該当者には市から申請書を送付しますので提出してください。

令和8年8月から 下線部の金額が82万6,500円に変わります。

区 分	上限額(月額)
住民税課税世帯で、 右記に該当する 65歳以上の人が 世帯にいる場合	課税所得690万円以上 世帯 140,100円
	課税所得380万円以上690万円未満 世帯 93,000円
	課税所得145万円以上380万円未満 世帯 44,400円
一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	世帯 44,400円
住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
・老齢福祉年金の受給者 ・課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9,000円以下の人	個人 15,000円
・生活保護の受給者	個人 15,000円
・利用者負担を15,000円に減額することで、 生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

サービス利用にはケアプラン（介護予防ケアプラン）が必要です

ケアプラン（介護予防ケアプラン）とは、サービスの利用計画書のことです。要介護1～5の人は居宅介護支援事業者（施設サービスなどは入所施設）に依頼してケアプランを作成します。要支援1・2の人は地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者※に依頼して介護予防ケアプランを作成します。サービスはケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいて利用します。

※市区町村から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に限ります。ただし、サービス・活動事業のみ利用する場合は、地域包括支援センターに依頼します。

ケアプラン（介護予防ケアプラン）の相談・作成には、利用者負担はありません。

介護サービス〈要介護1～5の人〉

在宅サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助をします。



●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回 (20分以上行った場合)	308円
--------------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
--------------------	------

訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす(30分未満の場合)

訪問看護ステーションから 訪問の場合	471円
病院または診療所から 訪問の場合	399円

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

※送迎を含みます。
〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1～要介護5	658円～1,148円
-----------	-------------

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす

※送迎を含みます。
〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1～要介護5	762円～1,379円
-----------	-------------

介護サービス〈要介護1～5の人〉

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

- 利用者負担のめやす (1日)
〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	603円	603円	704円
要介護 5	884円	884円	987円

短期入所療養介護 (ショートステイ)



介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

- 利用者負担のめやす (1日)
〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	753円	830円	836円
要介護 5	971円	1,052円	1,056円

生活する環境を整えるサービス

[]内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与〔介護予防福祉用具貸与〕

福祉用具を貸与します。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす (車いす付属品を含む)	×	●	●
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり (工事をとまわないもの)	●	●	●
スロープ (工事をとまわないもの)★	●	●	●
歩行器★	●	●	●
歩行補助つえ★	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト (つり具の部分を除く)	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●：利用できます ▲：尿のみを吸引するものは利用できません
×：原則利用できません (必要と認められれば利用できる場合があります)
※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器 (歩行車を除く)、単点杖 (松葉づえを除く) と多点杖は、利用方法 (借りる、または購入する) を選択できます。福祉用具専門相談員などの提案を受けて検討しましょう。

住宅改修費支給

事前の申請が必要です

〔介護予防住宅改修費支給〕

事前に市区町村に申請し、下記の住宅改修をしたとき、後日住宅改修費を支給します。

- ①手すりの取り付け ④滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ②段差の解消
- ③引き戸などへの扉の取り替え ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

●利用者負担について

※事前申請が必要です。
※支給対象となる工事額が20万円で、自己負担割合が1割の場合、保険給付額が18万円、自己負担額が2万円になります。

特定福祉用具販売

申請が必要です

〔特定介護予防福祉用具販売〕

下記の福祉用具を購入したとき、後日購入費を支給します。



- ①腰掛便座 ⑤簡易浴槽
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ⑥移動用リフトのつり具の部分
- ③排泄予測支援機器 ⑦スロープ
- ④入浴補助用具 ⑧歩行器
- ⑨歩行補助つえ

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担割合分を除いた額が支給されます。
なお、都道府県などの指定事業者から購入した場合に限って支給されます。

特定施設で利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設 (指定を受けた有料老人ホームなど) に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

●利用者負担のめやす (1日)

要介護1～要介護5	542円～813円
-----------	-----------

施設サービス

- 要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。
- ★基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

介護保険施設に入所して利用するサービスです。直接入所を申し込んで契約し、ケアプランを作成してもらってサービスを利用します。



在宅復帰を目指す

介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

施設に入所した場合の利用者負担

サービス費用の利用者負担分のほかに、居住費等・食費・日常生活費が利用者負担となります。居住費等・食費の利用者負担は、施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

●基準費用額【1日あたり】

令和8年8月から 食費が【 】内の金額に変わります。

居住費等				食 費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円・697円※ (915円)	1,445円 【1,545円】

●介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額です。
※「療養型」「その他型」の介護老人保健施設の多床室、「Ⅱ型」の介護医療院の多床室 (いずれも8㎡/人以上に限る) を利用した場合 (短期入所療養介護も含む)。

低所得の人の居住費等・食費の負担軽減

低所得の人は、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となります。超えた分は「特定入所者介護 (介護予防) サービス費」として介護保険から給付されます。

●負担限度額【1日あたり】

利用者負担段階		居住費等				食 費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万9,000円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万9,000円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】 (880円) 【(980円)】	430円 【430円】 【530円】	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】

令和8年8月から 下線部の金額が82万6,500円に変わります。また、一部の居住費等・食費が【 】内の金額に変わります。
第3段階②の多床室については、介護老人福祉施設 (短期入所生活介護も含む) と、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院 (いずれも8㎡/人以上に限る。短期入所療養介護も含む) を利用した場合は530円になります。それ以外の施設は430円です。

●介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額です。
●第1～3段階②に該当しない場合でも、一定の要件を満たした場合、特例的に第3段階②の区分が適用になる場合があります。

上表の利用者負担段階に当てはまっても**112**のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- 1住民税非課税世帯でも別世帯にいる配偶者が住民税課税の場合
- 2住民税非課税世帯 (別世帯にいる配偶者も非課税) でも、預貯金等が次の金額を超える場合
 - ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円※
 - ・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円
 - ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円
 - ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円

※ただし、生活保護受給者は要件なし
●第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の医療保険加入者) は上記にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。

介護予防サービス〈要支援1・2の人〉

介護予防サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。

●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------



介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回 (20分以上行った場合)	298円
--------------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
--------------------	------



介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす(30分未満の場合)

訪問看護ステーションから訪問の場合	451円
病院または診療所から訪問の場合	382円



施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションのほか、目標に合わせた栄養改善、口腔機能向上のサービスを行います。



●利用者負担のめやす(1か月につき)

※送迎、入浴を含みます。

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

有料老人ホームなどで利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。



●利用者負担のめやす(1日)

要支援1	183円
要支援2	313円

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円



介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円



介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶ P8をご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶ P8をご覧ください

住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。
※サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- ★利用者負担と支給限度額は6ページをご覧ください。
- ★サービスによっては、食費、日常生活費、居住費などが別途必要です。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。



看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を合わせたサービスであり、一体的な介護や医療・看護が受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。



小規模な施設サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴、機能訓練などのサービスが受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。



地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

- 新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。
- ※要支援1・2の人は利用できません。



認知症高齢者を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

[介護予防認知症対応型通所介護]

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

※要支援1の人は利用できません。



24時間対応サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。



夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。

※要支援1・2の人は利用できません。



小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。



介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした介護予防の取り組みです。「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

サービス・活動事業

利用できるのは 要支援1・2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方（事業対象者）

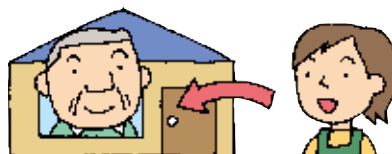
介護予防ケアマネジメント

- 地域包括支援センターの担当職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、介護予防ケアプランを作成します。



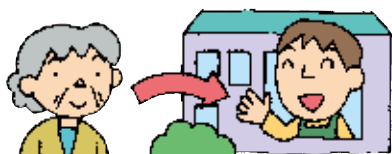
訪問型サービス

- 介護サービス事業者による食事、入浴、排せつの介助などの身体介護や掃除、洗濯、調理などの生活援助サービスが受けられます。



通所型サービス

- 介護サービス事業者による食事、入浴、排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなどのサービスが受けられます。



基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかがわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- ☐ 階段を手すりや壁を伝わずに昇っていますか
- ☐ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- ☐ 週に1回以上は外出していますか
- ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。

いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。

★生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

一般介護予防事業

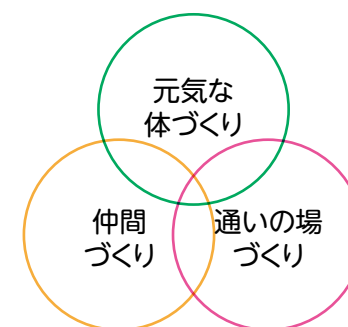
高齢者のみなさんが、いきいきと元気に生活し、要介護にならないようにするための教室などを実施しています。

◆いきいきももりん体操

「いきいきももりん体操」とはイスを使って行う福島市版介護予防体操です。DVDを見ながら準備体操、筋力アップ体操、ストレッチ体操の3つの運動を30分程度行います。いきいきももりん体操は元気な体づくりだけではなく、地域の中の身近な通いの場づくり、住民同士の交流や社会参加（仲間づくり）につながっています。住民同士の交流が生まれることで、地域の中で日頃からのさりげない見守りや声掛けが生まれ、元気で長生き、そして安心して暮らせる地域の実現につながります。



- 開始要件……………①週1回以上、3カ月以上、集まって体操を行う
②3名以上の参加者がいる
③会場の確保や会の運営などは、参加団体が自主的に行う
④人数分のイスがある
⑤DVDを視聴できる機材がある
- スタート応援講座…上記の要件を満たした団体に、地域包括支援センターが立ち上げの支援を行います。



◆介護予防出前講座

高齢者の自立した生活と介護予防を目的に専門の講師が無料で出前講座を行います。

- 対象……………①いきいきももりん体操に取り組む団体
②その他、すべての高齢者（参加人数は5名以上）
- 内容……………

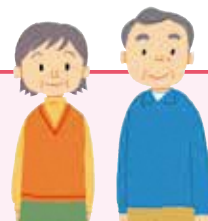
テーマ	内 容
栄養	しっかり栄養をとるために自分でできるひと工夫
お口の健康	きれいなお口で健康長寿
飲み込み	お口や喉の動きと誤嚥予防
耳のきこえ	耳のきこえと認知症・フレイルの関係
認知症予防	認知症についてとコグニサイズ
笑いヨガ	“笑い” ところの健康
お薬と健康	お薬の正しい飲み方
痛みの予防と運動	痛みや転倒の予防ほか

詳細は、お近くの地域包括支援センターまたは長寿福祉課までお問い合わせください。

介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料



65歳以上の方の保険料は、市の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。福島市の基準額は78,000円(年額)です。

介護保険料は、ご本人の所得金額及び市民税課税状況により13段階に区分されています。令和8年度の保険料は次のとおりです。

令和8年4月から 第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が、80万9,000円から82万6,500円に変わりました。

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者等 市民税非課税世帯等(合計所得+年金収入=82万6,500円以下)	基準額×0.285	22,200円
第2段階	市民税非課税世帯(合計所得+年金収入=82万6,500円超120万円以下)	基準額×0.485	37,800円
第3段階	市民税非課税世帯(合計所得+年金収入=120万円超)	基準額×0.685	53,400円
第4段階	本人が市民税非課税(課税世帯)(合計所得+年金収入=82万6,500円以下)	基準額×0.875	68,300円
第5段階	本人が市民税非課税(課税世帯)(合計所得+年金収入=82万6,500円超)	基準額	78,000円
第6段階	本人が市民税課税(合計所得120万円未満)	基準額×1.15	89,700円
第7段階	本人が市民税課税(合計所得120万円以上210万円未満)	基準額×1.275	99,500円
第8段階	本人が市民税課税(合計所得210万円以上320万円未満)	基準額×1.5	117,000円
第9段階	本人が市民税課税(合計所得320万円以上420万円未満)	基準額×1.7	132,600円
第10段階	本人が市民税課税(合計所得420万円以上520万円未満)	基準額×1.9	148,200円
第11段階	本人が市民税課税(合計所得520万円以上620万円未満)	基準額×2.1	163,800円
第12段階	本人が市民税課税(合計所得620万円以上720万円未満)	基準額×2.3	179,400円
第13段階	本人が市民税課税(合計所得720万円以上)	基準額×2.4	187,200円

令和8年度の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、合計所得金額の算定および市民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市民税課税とみなす場合があります。また、給与所得控除の引き上げに対応して非課税の範囲内で収入を増やした方については、非課税として判定した段階の保険料額になるよう令和8年度に限り減免します。

保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割または2割または3割※ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。※利用者負担の割合についてはP6参照

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が3割または4割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。

災害など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。保険料のお支払等についてお困りの際は(分割での納付や延納のご相談など)お早めにご相談ください。



保険料の納め方は2種類に分かれます

受給している年金の額によって年金から天引きする「特別徴収」と納付書や口座振替で納める「普通徴収」の2種類に分かれます。個人で納め方を選ぶことはできません。

特別徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円以上の方



年金から天引きで納付

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

普通徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円未満の方



納付書で納付

- ・指定金融機関、コンビニエンスストアで納付
- ・スマートフォンアプリにて納付

口座振替で納付

※事前にお手続きが必要です

- ・指定金融機関で口座振替依頼の申し込み



年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年度の途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- ……など

40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料

40歳以上65歳未満の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料、子ども・子育て支援金を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

福島市指定事業所一覧表

★郵便番号順に記載しています。
事業を休止している事業所は「あみかけ」となっています。

●居宅介護支援

事業所名	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
社会福祉法人すこやか福祉会 すこやか指定居宅介護支援事業所	960-0101	福島市瀬上町字四斗蒔1-1	024-554-4583	024-554-4581
りんごの里指定居宅介護支援事業所	960-0101	福島市瀬上町字四斗蒔1-6	024-552-2311	024-597-6689
指定居宅介護支援事業所かまた	960-0102	福島市鎌田字門丈壇4-1	024-552-5652	024-553-2837
ハッピー愛ランド	960-0103	福島市本内字西河原5-76	024-552-2806	024-552-1772
ヘルパーステーションおひさま	960-0111	福島市丸字子富塚18-4	024-552-1230	024-552-1232
居宅介護支援事業所 明日の樹	960-0112	福島市南矢野目字中江10-12	024-572-4570	024-572-4574
ケアプラン はれ太郎	960-0112	福島市南矢野目字鼓原18-8	024-572-4980	024-572-4985
おおぞら指定居宅介護支援事業所	960-0201	福島市飯坂町笠松46-4	024-541-4551	024-541-4556
合同会社 齋藤総合福祉事務所	960-0201	福島市飯坂町字梶町40-23	024-563-7535	024-563-7627
ブライトプラン ENとつ	960-0201	福島市飯坂町字梅津5-15	090-6228-6614	024-503-0893
居宅介護支援センター グリーンライト	960-0211	福島市飯坂町湯野字梁尻1-1	024-542-7777	024-543-1141
居宅介護支援事業所 日向	960-0231	福島市飯坂町平野字道添39-6	090-2270-7957	024-502-6095
はなひらの指定居宅介護支援事業所	960-0231	福島市飯坂町平野字小深田1-5	024-542-9013	024-543-1693
元気サポート居宅介護支援事業所	960-0241	福島市笹谷字稲場23-4	024-597-8222	024-597-8202
SOMPOケア 福島笹谷 居宅介護支援	960-0241	福島市笹谷字出水上24-8 ロイヤルガーデン笹谷Ⅳ棟408号	024-503-1152	024-555-4778
ほのぼの居宅介護支援センター	960-0241	福島市笹谷字中田1-8	024-555-1035	024-555-1036
ツクイ福島笹谷(居宅)	960-0241	福島市笹谷字東中條10-1	024-558-7175	024-555-0069
医療法人生愛会 居宅介護支援センター	960-0251	福島市大笹生字向平13-1	024-557-7773	024-557-7774
社会福祉法人けやきの村 指定居宅介護支援事業所	960-0261	福島市飯坂町中野字 高田前2-16	024-573-6078	024-573-6079
愛日荘園指定居宅介護支援センター	960-0811	福島市大波字熊野山1	024-588-1120	024-588-1148
愛の里居宅介護支援事業所	960-1101	福島市大森字街道下53-1	024-539-7333	024-546-2488
あづま脳神経外科病院 指定居宅介護支援事業所	960-1101	福島市大森字柳下10-1	024-545-2606	024-545-8379
居宅介護支援事業所「回生」	960-1101	福島市大森字高畑31-1	024-563-3802	024-563-3808
医療法人 回生堂 しのぶ病院居宅介護支援事業所	960-1101	福島市大森字高畑31-1	024-546-3311	024-546-3495
指定居宅介護支援事業所はなしのぶ	960-1103	福島市平石字堰ノ上3	024-544-1186	024-545-0740
指定居宅介護支援事業所 あづまの郷	960-1107	福島市上島渡字北河原2-1	024-593-0310	024-593-0304
つどい支援事業所 福島	960-1107	福島市上島渡字向山25-8	024-594-0305	024-594-0058
指定居宅介護支援センター松陵	960-1241	福島市松川町字桜内7-2	024-567-2661	024-567-2701
社会福祉法人ライフ・タイム・福島 指定居宅介護支援事業所	960-1241	福島市松川町字産子内1-1	024-567-5800	024-567-5802

事業所名	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
リブレ松川 居宅介護支援事業所	960-1242	福島市松川町美郷四丁目13-8	024-573-6703	024-537-2515
居宅介護支援事業所みず和の郷	960-1243	福島市松川町水原字神明山25-2	024-563-7024	024-563-6034
ゴールデンスタッフ福島 居宅介護支援センター	960-1245	福島市松川町浅川字上幸道7-7	024-573-5366	024-573-5365
やすらぎの郷居宅介護支援センター	960-1301	福島市飯野町字前川16	024-563-4804	024-563-4807
やまなみ介護支援事業所	960-1301	福島市飯野町字後川27-2	024-561-2671	024-562-4176
飯野居宅介護支援事業所	960-1301	福島市飯野町字小平36-1	024-561-2600	024-561-2601
南東北福島 居宅介護支援事業所	960-2102	福島市荒井北三丁目1-13	024-593-5330	024-593-6033
さいり居宅介護支援事業所	960-2153	福島市庄野字堂田南10-1	024-502-9249	024-502-9249
社会福祉法人 多宝会 土湯宝生園 指定居宅介護支援事業所	960-2157	福島市土湯温泉町字坂ノ上23	024-594-5902	024-595-2181
NPO法人 まごころケアプラン 居宅介護支援事業所	960-2262	福島市在庭坂字南林60-2	024-573-7539	024-591-5441
介護支援事業所さわかアイリス	960-2262	福島市在庭坂字志津山6-1	024-591-3634	024-591-3959
居宅介護支援事業所 ふじの里	960-2262	福島市在庭坂字檀ノ前9-1	024-597-6811	024-592-2231
福島市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	960-8002	福島市森合町10-1	024-533-8811	024-528-6145
アニバーサリー居宅介護支援事業所	960-8022	福島市新浜町3-4 新浜プラザ403号	024-536-5115	024-573-1398
ウエルフェアケアプランセンター	960-8023	福島市大明神4-3 カメラヤコーポラス410	024-502-3673	024-502-3673
ケアプランセンターあずま	960-8031	福島市栄町1-28 松ヶ丘ビル1階	024-563-7540	024-572-4612
ケアプランセンター ゆるり	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま6階	050-1720-3221	050-3385-2980
すかわ指定居宅介護支援事業所	960-8055	福島市野田町一丁目13-58	024-526-7830	024-526-7832
居宅介護支援事業所 エルタ	960-8056	福島市八島田字樋ノ口80	024-563-6830	024-559-2655
ケアサポートせいふう 福島	960-8057	福島市笹木野字大金谷尻13-1	024-572-7025	024-572-7026
社会福祉法人 ジェイエイ新ふくしま福祉会 アグリホーム指定居宅介護支援事業所	960-8057	福島市笹木野字水口下13-1	024-555-3505	024-555-3506
居宅介護支援事業所 花音	960-8061	福島市五月町7-9 ウィンフォート904号室	024-505-0439	024-525-4069
指定居宅介護支援事業所ニコっと	960-8062	福島市清明町1-10 ロイヤルレジデンス3号棟 800号室	024-572-5881	024-572-5882
居宅介護支援事業所たゆたふ	960-8068	福島市太田町12-20	024-597-8295	024-597-8296
ケアプランセンターいそどり	960-8102	福島市北町4-5 福島北町DANビル4階	024-563-5462	024-563-5463
福島寿光会病院 指定居宅介護支援事業所	960-8103	福島市舟場町1-4 寿光会ビル2階	024-529-7004	024-529-7048
あいの風 居宅介護支援事業所	960-8105	福島市仲間町7-16 パレ・ルーチェ仲間町1階	024-572-7062	024-572-5753
社会福祉法人 創世福祉事業団 創世居宅介護支援事業所	960-8116	福島市春日町14-14	024-525-5555	024-525-1182
ライツ	960-8131	福島市北五老内町2-38	024-563-6350	024-563-6351
コパン居宅介護支援事業所	960-8141	福島市渡利字舟場106-1 リバー・プレイス 3階A号室	024-597-8700	024-597-8701
よろこび介護支援センター	960-8141	福島市渡利字川岸町24-5	024-522-0030	024-522-0039

指定事業所一覧表

事業所名	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
わたり介護支援事業所	960-8141	福島市渡利字中江町40-1	024-563-5783	024-563-5761
居宅介護支援事業所 鈴と小鳥	960-8141	福島市渡利字鳥谷下町21-2	024-524-5122	024-524-5151
ケアプランセンター小倉寺	960-8142	福島市小倉寺字兜石1	024-526-0662	024-526-0663
居宅介護支援事業所 なごみの郷	960-8151	福島市太平寺字町ノ内30	024-573-8224	024-573-8221
優心指定居宅介護支援事業所	960-8151	福島市太平寺字冲高63-1	024-563-5811	024-563-5850
ふくしま訪問看護ケアプランセンター	960-8152	福島市鳥谷野中ノ内32-1 メゾンばんしょう104	024-597-7770	024-597-7779
居宅介護支援事業所 シニアガーデン	960-8154	福島市伏拝字田中19-7	024-573-4728	024-539-7822
指定居宅介護支援事業所 ひまわり苑	960-8156	福島市田沢字入20	024-547-2260	024-547-2263
ニチイケアセンター南福島	960-8163	福島市方木田字四斗蒔田6-22	024-544-3420	024-544-1788
サンジュ居宅介護支援事業所	960-8163	福島市方木田字葉ノ木立29-44	024-597-8817	024-597-8805
居宅介護支援事業所 柊	960-8164	福島市八木田字井戸上108-5 ソレイユ八木田201号	024-573-2491	024-573-2492
エルダーランド居宅介護支援センター	960-8165	福島市吉倉字谷地36-1	024-546-6222	024-573-8737
ライフ吉井田居宅介護支援事業所	960-8165	福島市吉倉字谷地73-1	024-563-6146	024-545-2267
居宅介護支援事業所 信夫の里	960-8166	福島市仁井田字下川原17	024-546-2727	024-563-6355
めぐみの風居宅介護支援センター	960-8166	福島市仁井田字龍神前2-1	024-546-1565	024-546-1602
ひかり指定居宅介護支援事業所	960-8231	福島市北原44-11	024-534-6938	024-534-7141
指定居宅介護支援事業所 さわまた	960-8251	福島市北沢又字下釜北7-9	024-597-6681	024-597-8722
にじのまち指定居宅介護支援事業所	960-8251	福島市北沢又字番匠田5	024-555-0161	024-555-2777
居宅介護支援事業所 エース	960-8252	福島市御山字一本木35	024-572-6888	024-572-6650
居宅介護支援事業所 いずみの郷	960-8253	福島市泉字式斗蒔17-1	024-573-7031	024-573-7540
しみずの里 指定居宅介護支援事業所	960-8253	福島市泉字清水内3-4	024-563-1695	024-555-6260
在宅プランセンター結	960-8254	福島市南沢又字曲堀東23-2	024-597-6574	024-557-4677
陽光園指定居宅介護支援事業所	960-8254	福島市南沢又字水門下160-3	024-591-4491	024-591-4885

（介護予防）小規模多機能型居宅介護支援事業所

事業所名	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
小規模多機能すこやかかの里・瀬上	960-0101	福島市瀬上町字四斗蒔1番地の1	024-554-4625	024-573-2551
笹谷サポートセンター よりあい	960-0241	福島市笹谷字鍛冶屋敷17-1	024-556-0555	024-556-0300
あいの里 きろう	960-0241	福島市笹谷字谷地前23-5	024-556-0028	024-556-0028
小規模多機能型居宅介護事業所たゆたふ （介護予防なし）	960-8003	福島市森合字台24-10	024-597-7392	024-597-7393
小規模多機能型居宅介護事業所きてみらい	960-8021	福島市霞町4-40	024-563-5531	024-563-5532
小規模多機能型居宅介護 なのはな畑	960-8104	福島市豊田町1-10	024-521-9671	024-521-9674
夢ガーデン宮町	960-8106	福島市宮町2-43	024-528-9707	024-521-5687
小規模多機能型居宅介護事業所 クローバーケア 福島・蓬莱	960-8157	福島市蓬莱町三丁目11-6	024-572-3111	024-572-3112
サテライト ゆめさくら	960-8163	福島市方木田字水戸内8-15	024-544-0770	024-544-0778
小規模多機能型居宅介護事業所 なじみの里	960-8237	福島市大森字柳下10-1	024-545-7114	024-545-7177
小規模多機能型居宅介護事業所 森の風	960-8254	福島市南沢又字 水門下160-3	024-572-3656	024-572-3680
小規模多機能型居宅介護事業所 悠と里	960-8254	福島市南沢又字清水端81	024-557-2501	024-557-2343

看護小規模多機能型居宅介護支援事業所

事業所名	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
リブレ松川看護小規模多機能型居宅介護 事業所サテライト	960-1242	福島市松川町 美郷四丁目13-4	024-572-3760	024-572-3761
リブレ松川 看護小規模多機能型居宅介護事業所	960-1242	福島市松川町 美郷四丁目13-8	024-573-6522	024-537-2515
看護小規模多機能型居宅介護事業所 たゆたふ	960-8003	福島市森合字屋敷中15-8	024-572-3421	024-572-3401
ライフ吉井田 看護小規模多機能型居宅介護事業所	960-8165	福島市吉倉字谷地73-1	024-563-6145	024-545-2267
看護小規模多機能型居宅介護事業所 在宅看護センター 結の学校	960-8254	福島市南沢又字 曲堀東23-2	024-597-6574	024-557-4677

介護老人福祉施設

事業所名	入所定員	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
ハッピー愛ランド	80人	960-0112	福島市南矢野目字 オノ後6-2	024-552-2466	024-552-2482
特別養護老人ホーム あお鳩の杜 福島北矢野目	80人	960-0113	福島市北矢野目字 西田7-1	024-573-6811	024-573-6812
すこやかかの里 特別養護老人ホーム	50人	960-0114	福島市冲高字中島14-1	024-552-1377	024-553-3515
福島県飯坂ホーム	100人	960-0201	福島市飯坂町字上原26-1	024-542-5124	024-542-0450
特別養護老人ホーム 生愛ガーデン	30人	960-0251	福島市大笹生字向平12	024-555-5311	024-555-3611
特別養護老人ホーム 愛日荘園	50人	960-0811	福島市大波字熊野山1	024-588-1120	024-588-1148
特別養護老人ホーム ハッピー愛ランドおおもり	80人	960-1101	福島市大森字 下原田45-1	024-563-3666	024-563-3656
特別養護老人ホーム はなしのぶ	80人	960-1103	福島市平石字堰ノ上3	024-544-0711	024-545-0740
特別養護老人ホーム あづまの郷	90人	960-1107	福島市上鳥渡字北河原2-1	024-593-0303	024-593-0304
特別養護老人ホーム ロング・ライフ	50人	960-1241	福島市松川町字産子内1-1	024-567-5800	024-567-5802

指定事業所一覧表

事業所名	入所定員	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
特別養護老人ホーム みず和の郷	70人	960-1243	福島市松川町水原字 神明山25ー2	024-567-7700	024-567-7400
特別養護老人ホーム飯野ふるさと村	50人	960-1304	福島市飯野町大久保字 古枝41ー1	024-572-7801	024-572-7802
特別養護老人ホーム アリヴァーレ宝生園	50人	960-2155	福島市上名倉字 玉ノ木19ー4	024-594-0061	024-594-0064
特別養護老人ホーム さわやかアイリス	50人	960-2262	福島市在庭坂字志津山6ー1	024-591-2185	024-591-2186
まちなか宝生園	64人	960-8035	福島市本町4ー23	024-521-1122	024-521-1124
特別養護老人ホーム 「なごみの郷」	80人	960-8151	福島市太平寺字町ノ内30	024-573-6161	024-573-6160
特別養護老人ホーム ひまわり苑	50人	960-8156	福島市田沢字入20	024-547-2220	024-547-2230
特別養護老人ホーム 信夫の里	90人	960-8166	福島市仁井田字下川原17	024-546-2727	024-563-6355
社会福祉法人 創世福祉事業団 特別養護老人ホーム「聖・輝きの郷」	100人	960-8202	福島市山口字七口13ー1	024-525-5000	024-535-8811
特別養護老人ホーム「聖・星の郷」	80人	960-8202	福島市山口字四至田15ー1	024-572-7600	024-531-0107
特別養護老人ホーム いずみの郷	100人	960-8253	福島市泉字式斗蒔17ー1	024-573-7555	024-573-7455
特別養護老人ホーム陽光園	80人	960-8254	福島市南沢又字 水門下160ー3	024-591-4477	024-591-4478

●地域密着型介護老人福祉施設

事業所名	入所定員	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
特別養護老人ホーム 万葉の郷	29人	960-1241	福島市松川町字 南諏訪原6ー4	024-573-6541	024-573-6537
特別養護老人ホーム さわやかアイリス	20人	960-2262	福島市在庭坂字 志津山6ー1	024-591-2185	024-591-2186

●介護老人保健施設

事業所名	入所定員	〒	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
介護老人保健施設 敬愛シニアガーデン卸町	100人	960-0102	福島市鎌田字卸町8ー1	024-553-5221	024-554-5343
介護老人保健施設 ホリスティカかまた	100人	960-0102	福島市鎌田字門丈壇4ー1	024-552-5111	024-552-5676
介護老人保健施設 はなひろの	100人	960-0231	福島市飯坂町平野字 小深田1ー5	024-542-8755	024-543-1693
附属介護老人保健施設 生愛会ナーシングケアセンター	100人	960-0251	福島市大笹生字 向平13ー1	024-555-2244	024-555-2241
介護老人保健施設 ケアフォーラムあづま	100人	960-1101	福島市大森字 柳下48ー1	024-544-0311	024-546-0080
小規模介護老人保健施設「回生」	8人	960-1101	福島市大森字高畑31ー1	024-563-6260	024-536-1978
介護老人保健施設 リハビリ南東北福島	100人	960-2102	福島市荒井北三丁目1ー18	024-594-0155	024-594-0160
介護老人保健施設 ケアタウンひまわり	100人	960-8154	福島市伏拝字沼ノ上2ー17	024-547-2211	024-547-2221
介護老人保健施設 エルダーランド	90人	960-8165	福島市吉倉字谷地52	024-545-8431	024-545-8450
社会福祉法人 創世福祉事業団 介護老人保健施設「聖・オリーブの郷」	100人	960-8202	福島市山口字梅本11ー1	024-536-5000	024-536-5111
社会福祉法人 創世福祉事業団 介護老人保健施設「聖・オリーブの郷」東館	100人	960-8202	福島市山口字 四至田1ー1	024-526-7700	024-526-7701
老人保健施設 にじのまち	100人	960-8251	福島市北沢又字番匠田5	024-557-7501	024-557-7502

地域包括支援センター 一覧

お住まいの地域によって担当するセンターが変わります。下の一覧表でご確認ください。

包括名	住所	TEL	担 当 地 区
中央	森合町10-1	533-8891	◆第1方部（大町・中町・本町・置賜町・栄町・早稲町・上町・杉妻町・北町・舟場町・荒町・五月町） ◆第2方部〔新町・宮町・仲間町・新浜町・松木町・浜田町・五老内町・北五老内町・豊田町・上浜町・花園町・霞町（1～4,8～10）・腰浜町・桜木町（1～5,8～10）〕 ◆第4方部〔御山町・森合町・曾根田町・天神町・宮下町・万世町・陣場町・信夫山地区（西養山・南平・金山・狐山・狐塚畑・狐塚・下狐塚・太子堂・大日堂・堂殿・駒山・妻夫石・大明神・御山堂殿・大山・京塚・大平山・児石・蟹沢入・立道・蝦夷穴・熊野山・熊野峠・鶴巻）〕 ◆第5方部（清明町・御倉町・柳町・矢剣町・南町）
			◆第3方部〔東浜町・堀河町・八島町・松浪町・入江町・旭町・山下町・春日町・霞町（5～7）・桜木町（6,7,11～17）・五十辺地区（岩谷・山神・大森・立石・北原・猫淵・滝元・坂登・石田・岩ノ前・山際・山居・茶屋下・道前・北ノ前・田中島・館ノ内・館ノ前・蝦貴・矢倉下・遠瀬戸・古川・中荒子・北中川原・高野河原下・上荒子・下荒子・本新畑・本内字南下釜・松山町）・信夫山地区（狩野・清水山・所窪・山居上・鴛頭森・小金山）〕
中央東	春日町14-14	525-7888	◆第6方部〔太田町・三河南町・三河北町・須川町・野田町1～7丁目・野田町（相沢・街道北・加賀屋敷・上沼田・清水尻・下川原・清合内・清合内前・台・竹ノ内・田中・寺ノ内・中ノ町・八郎内・八天・蛭田・蛭田測・三河尻・三河尻前・三河尻南・道添・道端・明神前・森相下・畏掛）・公事田・下谷地・下野寺（五本松・長泥・長泥前） 東中央1丁目・南中央1丁目（1,2-1～2-3,3～7,8-1～8-4,9-1,9-2,10-1～10-3,11-1,11-2,12,13,14-1～14-4,15～18,26-1,26-2,28～31,32-1,32-2,52-1～52-13,53～55,56-1,56-2,57,64,76～78,79-1～79-8,80～86,100-2,101,103-2,105,106,113～116） 南中央4丁目（6-1～6-3,6-5,6-6）〕
渡利	渡利字中江町29-3	515-3135	◆渡利◆南向台◆小倉寺
杉妻	太平寺字町ノ内30	573-8130	◆郷野目◆鳥谷野◆太平寺◆黒岩◆伏拝
蓬萊	田沢字入20	547-2345	◆蓬萊町◆清水町◆田沢
清水東	北沢又字番匠田5	558-7300	◆泉◆御山◆北沢又 ◆南沢又（上河原・上並松・上番匠田・河原前・下並松・下番匠田・松北町1～3丁目・東谷地）
清水西	南沢又字水門下160-3	591-4876	◆森合◆野田町（谷地・上谷地・高野・上高野） ◆南沢又（石橋・大坪・庚壇・上野原・上原・上琵琶測・北上原・北川原・北屋敷・熊ノ辻・玄場町・小堰・桜内・清水端・下台・下琵琶測・助言橋・水門下・高木・館ノ内・中條・中番匠田・中琵琶測・中道南・西原・西原前・畑田・原町越・古館・本田・前田・曲堀東・的場・道合・道南・南玄場・南館・明神北・柳清水・四辻）
信陵	大笹生字向平6-1	558-7867	◆笹谷 ◆大笹生〔飯坂北分（釜平・中沢・中沢西・中道）除く〕
北信東	瀬上町字四斗蒔1-1	553-1555	◆瀬上町 ◆宮代◆下飯坂◆沖高
東部	山口字梅本31-8	536-5001	◆岡部◆山口◆岡島 ◆本内（北中河原・慶二・新畑・中河原・西慶二・大柳・東大柳・東慶二・南河原・南慶二・南長割） ◆鎌田（愛右前・阿良久・大隅・大畑・沖・庚塚・北河原・北山・熊野・熊ノ下・下畑・新川・新割・月ノ輪・月ノ輪山・堤下・天神平・天神平山・寅生・仲森山・西川原・沼・沼添・沼前・早津小屋・船前・古川） ◆大波
北信西	本内字西河原5-76	552-5544	◆丸子◆北矢野目◆南矢野目 ◆本内（荒田・上台・萱野・北街道下・北古館・北下釜・北町裏・下釜・社前・館・中井・中街道下・中下釜・西井戸神・西河原・西下釜・西畑・西町・西松川畑・東井戸神・東下釜・東町・東松川畑・松川畑・南街道下・南古館・南中井・南原・南町裏） ◆鎌田（赤沼・畔道・石ヶ森・石橋・一里塚・一本松・江添・大柳・御仮家・卸町・鏡田・川岸下・川岸前・川添・川田・北黒須・北舟戸・久保田・熊ノ前・黒須・下田・古館・沢田・下釜・下河原・新館・新町・堰合・田ノ神・兒子池・陳光・塚田・堤添・鶴田・土阿弥・樋懸・樋口・中家・中江・中黒須・中田・西・西黒須・西舟戸・橋本・馬場・原際・半在家・東畔道・東舟戸・蛭川・深町・舟戸・舟戸前・古屋敷・前田・前原・町・町東・松ノ腰・道合・向舟戸・門丈壇・矢倉・谷地・柳立・蘭塔前）
吉井田	吉倉字谷地36-1	546-6222	◆方木田◆吉倉◆八木田◆仁井田
西部	土湯温泉町字坂ノ上23	594-5800	◆佐倉下◆上名倉（さくら含む）◆佐原◆荒井（荒井北含む） ◆土湯温泉町
飯坂南	飯坂町平野字小深田1-5	542-8779	◆飯坂町平野
飯坂北	飯坂町中野字高田前2-16	573-6077	◆飯坂町中野◆飯坂町茂庭◆飯坂町◆大笹生（釜平・中沢・中沢西・中道）
飯坂東	飯坂町湯野字梁尻1-1	542-8411	◆飯坂町湯野◆飯坂町東湯野
松川	松川町字産子内1-1	567-5840	◆松川町（松川町美郷含む）◆松川町浅川◆松川町関谷◆松川町金沢◆松川町水原 ◆松川町沼袋◆松川町下川崎◆光が丘◆金谷川
信夫	上鳥渡字北河原2-1	593-0151	◆永井川◆大森◆成川◆上鳥渡◆下鳥渡◆山田◆小田◆平石
吾妻東	笹木野字水口下13-1	555-3522	◆笹木野◆八島田◆上野寺 ◆下野寺（醜・内鋒・江向・太田・太田前・行堂・街道南・春日・北田・佐太郎内・猿内・下釜・下新田・新田・新田北・新田西・末無・関下・関南・鶴巻・鶴巻前・遠原・中ノ内・中ノ内前・二反田・猫内・原・南高田・森相・森相前・薬師堂・薬師堂後・薬師堂前・柳橋・山神） ◆北中央1～3丁目◆東中央2丁目・東中央3丁目◆西中央1～5丁目 ◆南中央1丁目（中央西分除く）・南中央2丁目・南中央3丁目・南中央4丁目（中央西分除く）
吾妻西	在庭坂字志津山6-1	591-3708	◆町庭坂◆在庭坂◆二子塚◆土船◆庄野◆桜本◆李平
立子山・飯野	飯野町字西宮平25-1	562-4110	◆立子山 ◆飯野町◆飯野町青木◆飯野町大久保◆飯野町明治

お問い合わせ先

福島市役所 〒960-8601 福島市五老内町3番1号

介護保険課

- 介護保険料について……………介護資格係 **525-6551**
- 介護認定について……………介護認定係 **525-6552**
- 介護サービスについて……………介護給付係 **525-6587**

長寿福祉課

- 一般介護予防事業について……………地域包括ケア推進室 **529-5064**

〈福島市ホームページ〉<https://www.city.fukushima.fukushima.jp>



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。